

個人の加入者さまへ

税務申告後に農業共済へ提出いただく書類について

- 確定申告終了後に、下記一覧の書類を農業共済組合へご提出ください。
- 「情報提供に関する同意書」を提出された方は、農業共済から同意書記載の税理士法人（税理士）へ提供依頼させていただきます。
- なお、税務申告書類以外で必要になる書類につきましては、下記一覧をご確認いただき、農業共済組合へご提出ください。
- 表1・2は提出が必須です。
- 表※3は、必要がある場合にご提出していただきます。
(ご加入者さまによって、ご提出していただく書類が異なります。)
- 提出期限は、税務申告期限日から1カ月以内となっております。



ご提出いただく税務申告等書類の一覧		個人
1	確定申告書第1表	必須
2	所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書 ④収入金額の内訳	必須
※3	保険期間の棚卸表（総勘定元帳）	※○
※3	事業消費帳簿（総勘定元帳）	※○
※3	その他計算に必要な書類（部門別の総勘定元帳など）	※○
※3	事故発生の実状を確認できる根拠書類（診断書等）	※○



※必要がある場合

税務申告書類の提出が、ホームページからできますので、ご利用ください！

■「受付フォーム」
QRコード



検索ワード N O S A I 岐阜収入保険受付フォーム



- 1 確定申告書 第1表について
- 2 所得税青色申告決算書（農業所得用）、損益計算書及び④収入金額の内訳について

○税務申告後の書類の写し



1 確定申告書 第1表の写し 必須

税務署長 令和 年 月 日 令和 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 F A 2 2 0 3

納税地		個人番号 (マイナンバー)		生年月日	
現在の住所又は居所事業所等		フリガナ		氏名	
令和元年1月1日の住所		職業		屋敷・雑号	
				世帯主の氏名	
				世帯主との続柄	
種類		特産の表示		整理番号	
				電話番号 自宅・勤務先・携帯	
事業等		区分		⑦	
業		区分		①	
不動産		区分		②	
配当		区分		③	
給与		区分		④	
公的年金等		区分		⑤	
雑業		区分		⑥	
その他		区分		⑦	
総合課税		区分		⑧	
一時		区分		⑨	
所得金額等		区分		⑩	
事業等		区分		⑪	
業		区分		⑫	
不動産		区分		⑬	
利子		区分		⑭	
配当		区分		⑮	
給与		区分		⑯	
公的年金等		区分		⑰	
雑業		区分		⑱	
その他		区分		⑲	
⑲から⑳までの計		区分		㉑	
総合課税・一時		区分		㉒	
合		区分		㉓	
⑳から㉔までの計		区分		㉕	
社会保険料控除		区分		㉖	
小規模企業共済等掛金控除		区分		㉗	
生命保険料控除		区分		㉘	
地震保険料控除		区分		㉙	
寡婦・ひとり親控除		区分		㉚	
勤労学生・障害者控除		区分		㉛	
配偶者(特別)控除		区分		㉜	
扶養控除		区分		㉝	
基礎控除		区分		㉞	
㉞から㉟までの計		区分		㊱	
雑損控除		区分		㊲	
医療費控除		区分		㊳	
寄附金控除		区分		㊴	
合		区分		㊵	
課税される所得金額		区分		㊶	
上記の①に対する税額		区分		㊷	
又は第三表の額		区分		㊸	
配当控除		区分		㊹	
給与		区分		㊺	
公的年金等		区分		㊻	
雑業		区分		㊼	
その他		区分		㊽	
総合課税		区分		㊾	
一時		区分		㊿	
所得金額		区分		㊿	
事業等		区分		㊿	
業		区分		㊿	
不動産		区分		㊿	
利子		区分		㊿	
配当		区分		㊿	
給与		区分		㊿	
公的年金等		区分		㊿	
雑業		区分		㊿	
その他		区分		㊿	
⑲から㉔までの計		区分		㊿	
総合課税・一時		区分		㊿	
合		区分		㊿	
⑳から㉔までの計		区分		㊿	
社会保険料控除		区分		㊿	
小規模企業共済等掛金控除		区分		㊿	
生命保険料控除		区分		㊿	
地震保険料控除		区分		㊿	
寡婦・ひとり親控除		区分		㊿	
勤労学生・障害者控除		区分		㊿	
配偶者(特別)控除		区分		㊿	
扶養控除		区分		㊿	
基礎控除		区分		㊿	
㉞から㉟までの計		区分		㊿	
雑損控除		区分		㊿	
医療費控除		区分		㊿	
寄附金控除		区分		㊿	
合		区分		㊿	
課税される所得金額		区分		㊿	
上記の①に対する税額		区分		㊿	
又は第三表の額		区分		㊿	
配当控除		区分		㊿	
給与		区分		㊿	
公的年金等		区分		㊿	
雑業		区分		㊿	
その他		区分		㊿	
総合課税		区分		㊿	
一時		区分		㊿	
所得金額		区分		㊿	
事業等		区分		㊿	
業					

第一表
(令和五年分以降用)

④④・④⑤・④⑨・⑤①又は⑤②の記入をお忘れなく。



必須

令和 0 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

住 所		業 種 名		依頼 根拠 理上 等	事務所 所在地	
		農 園 名			氏 名 (名称)	
フリガナ 氏 名		電 話 号			電 話 号	

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

科 目		金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収 入	販 売 金 額 ①		経 常 収 入	作 業 用 衣 料 費 ⑮	差 引 金 額 (⑦-⑮)	
	家 事 消 費 金 額 ②			農 業 共 済 掛 金 ⑯		
	雑 収 入 ③			減 価 償 却 費 ⑰		
	小 計 (①+②+③) ④			荷 送 運 賃 手 数 料 ⑱		
	農 産 物 の 期 首 ⑤			雇 人 費 ㉒		
	期 末 ⑥			利 子 割 引 料 ㉓		
	計 (④-⑤+⑥) ⑦			地 代 ・ 賃 借 料 ㉔		
経 常 費	租 税 公 課 ⑧		費 用	土 地 改 良 費 ㉕		
	種 苗 費 ⑨					
	素 畜 費 ⑩					
	肥 料 費 ⑪					
	飼 料 費 ⑫					
	農 具 費 ⑬					
	農 薬 費 ⑭					
費	諸 材 料 費 ⑮		費 用	小 計 ⑰		
	修 繕 費 ⑯			農 産 物 以 外 の 期 首 ⑱		
	動 力 光 熱 費 ㉒			期 末 ⑳		
			経 費 から 承 引 く 果 樹 牛 鳥 等 の 育 成 費 用 ㉔			
			計 (⑮+⑯-⑱-㉔)			

●下の欄には、書かないでください。

99		①	②	
----	--	---	---	--

- 1 -

必須

令和 0 年分

フリガナ

④ 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

区 分	作付面積 (飼育頭羽数)	本年収穫量 (生産調整表)	農産物の高		販売金額	家事消費額	農産物の高	
			期首量	期首金			期末量	期末金
	a	kq	kg	m	p	r	kg	m
Ⅱ								
雑果樹								
特殊栽培	m							
農産物計	a		b				c	
畜産物その他	第Ⅰ項	第Ⅱ項						
合 計					①	②		

③ 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金・債によっている人は、記入しないでください。)

区 分	期首棚卸高		期末棚卸高	
	数量	金額	数量	金額
		円		円
未収農産物				
販売用動物				
飼料原料				
肥料				
農具				
その他				
合 計		④		⑤

③ 雇人費の内訳

④ 専従者給与の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	客 給 額			所得税及び租税特別 所管税の源泉徴収税額
		現 金 円	現 物 円	合 計 円	
	延 日				
その他(人分)					
計					

氏 名	続柄	年齢	就事 月数	支 給 額			計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額
				給 付	料 金	外 合 計		
計		総→延				印		

(注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の金額は、それぞれをページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の欄に移記してください。

- 2 -

保険期間の棚卸表について（※必要がある場合）

農産物の棚卸がある場合は、棚卸の内訳書の写しが必要となります。

※農産物の棚卸がない場合も、棚卸の有無の確認が必要となる場合があります。

事業消費帳簿について（※必要がある場合）

他者から仕入れた農産物等の販売金額がある場合は、仕入れ高（元帳）および仕入品の販売金額がわかる元帳の写しが必要となります。

※収入保険において、販売金額（農業収入）から除く金額を確認するために必要となります。

その他計算に必要な書類（元帳など）について（※必要がある場合）

例：雑収入、売上高の写しなど

○雑収入：収入保険において、販売金額（農業収入）に含める補助金等の確認をするため、必要になる場合があります。

○売上高：損益計算書の収入金額の内訳において、品目別（区分別）に販売金額が計上されていない場合に必要となります。

※税務申告書類以外の提出書類について

○病気やケガを理由に保険金支払いの対象となる場合は、診断書（収入保険用の様式）の提出が必要となります。（※必要がある場合）

畑作物の直接支払交付金（麦・大豆・そばを作付けしている加入者の方）の申請をされている方は、以下の書類が必要となります。

○畑作物の直接支払交付金における面積払交付決定通知書（兼交付金計算書）の写し

○畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書（兼交付金額一覧）の写し

○税務申告における手数料等及び消費税の取扱いについて

下記の内容について、確認が必要となります。個別注記表など、確認できる書類がある場合は、写しのご提出をお願いします。

手数料の取扱いについて

純額主義（手数料等控除後の金額）または総額主義（手数料等控除前の金額）

消費税の取扱いについて

税抜経理方式または税込経理方式

ご連絡・お問い合わせはNOSAI岐阜の最寄りの支所へ



岐阜支所 ☎：058-201-0157

西濃支所 ☎：0584-64-6667

中濃支所 ☎：0575-22-1008

東濃支所 ☎：0573-25-8805

飛騨支所 ☎：0577-35-0310

